

令和7年6月6日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長

加 納 康 至

(公印省略)

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」
の公表について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。

本通知は、この度、刑法等の一部改正に伴い、手引きに掲載している「受診券」の注意事項にある受診券を不正に使用した者への詐欺罪の刑罰「懲役」の表記を、「拘禁刑」に改める等の修正を行ったとして、別添のとおり厚生労働省保険局から周知方協力依頼があった旨の連絡です。

手引きにつきましては、厚生労働省のホームページ（下記URL参照）に6月1日に公表されています。

なお、同手引きにあるとおり、本件については、可能な範囲でご対応いただく方針で差し支えないことが申し添えられています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

事務局：大阪府医師会健診事業課

(TEL 06-6763-7568・FAX 06-6766-2875)